

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 8 月 6 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	7件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500236号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500075号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月22日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成16年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月22日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が標準賞与額として記録されていないことが分かった。年金額に反映されなくてもいいので、事実即して請求期間の賞与を標準賞与額として記録してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成16年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成16年12月22日に同社から標準賞与額5万円に相当する賞与の支払を受けていたことが認められる。

一方、上記源泉徴収簿によると、平成16年12月22日の賞与に対する「社会保険料等の控除額」欄が空欄となっており、当該賞与に係る所得税額が、厚生年金保険料を含む社会保険料等の控除額を0円として算出されていることが確認できることから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが認められる。

以上のことから、請求者のA社における平成16年12月22日の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額から、5万円とすることが必要である。

なお、平成16年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500177号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500076号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成3年5月1日から同年4月1日に訂正し、平成3年4月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成3年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成3年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月1日から同年5月1日まで

私は、平成3年4月1日から退職する平成16年1月末日まで、正社員としてA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成3年5月1日となっていることが分かった。

そのため、A社に確認したところ、平成3年4月1日から勤務していたことは間違いなく、資料はないが同月の給与から社会保険料を控除していたとの回答をもらったので、調査の上、厚生年金保険被保険者の資格取得日を同日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る社員カードにおける入社日及び雇用保険の被保険者資格の取得日は、平成3年4月1日であることが確認できる。

また、オンライン記録によりA社において平成3年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の一人は、「私は指導員として平成3年4月1日に採用された。請求者とは同期入社であったことを記憶している。」と陳述していることから、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたと認められる。

さらに、請求期間を含む平成元年5月から平成3年8月までの間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚に照会したところ、回答があった者のほとんどが、自身の入社時期について、厚生年金保険に加入した時期と同時期である旨回答している上、当該同僚のうち、雇用保険の記録が確認できた者全員の厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格の取得月は一致している。

加えて、上記同僚のうち一人が所持するA社に入社した年の源泉徴収票により、当該同僚が入社した月から厚生年金保険料の控除が開始されていたことがうかがえる。

また、A社の現在の社会保険事務担当者は、「請求期間当時の事務担当者が、4月に入社した者であれば、同月から厚生年金保険料を控除していたはずである旨話しているので、請求者

の請求期間に係る保険料についても控除していたと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社から提出された請求者に係る平成3年4月1日付けの給与辞令に記載された給与額及び請求者の同法人における平成3年5月のオンライン記録から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成3年4月1日から同年5月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500281号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500077号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月17日の標準賞与額を22万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月17日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、調査の上、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成15年の給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成15年12月17日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる保険料控除額から、22万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500250号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500030号

第1 結論

昭和56年3月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年3月から昭和58年3月まで

昭和56年3月に夫が私の国民年金の加入手続を行い、郵送された納付書で私が国民年金保険料を毎月納付していた。請求期間当時の夫の源泉徴収票を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和56年3月に請求者の夫が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求者が納付書で国民年金保険料を納付したと主張しているが、請求者の国民年金記号番号は、当該番号の前後における任意加入者の被保険者資格取得時期から、昭和58年6月に払い出されたと推認され、その時点では、請求期間のうち、昭和56年3月の保険料は時効により納付することはできず、昭和56年4月から昭和58年3月までの保険料は遡って納付することは可能であったが、請求者は遡って納付した記憶はないとしている。

なお、A市における請求者の国民年金被保険者名簿は、国民年金記号番号が払い出されたと推認される昭和58年度から作成されており、同名簿によると、請求者の昭和58年4月から同年6月分までの国民年金保険料が同年7月4日に収納されていることが確認でき、同記号番号の払出し時期と符合する。

また、請求者は、国民年金保険料を納付した資料として、請求期間に係る夫の「給与所得の源泉徴収票」を提出しているが、当該源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額(申告による控除分)に請求期間に係る国民年金保険料が含まれているか否かを確認するためには、請求者世帯の国民健康保険料額を算定することが必要となる。

しかしながら、A市は、国民健康保険料の徴収記録は、平成12年度以前については保存していないとしており、提出された源泉徴収票から国民健康保険料額を算定することはできないことから、当該源泉徴収票のみで、請求者の国民年金保険料納付額を確認することはできない。

さらに、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500134号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500031号

第1 結論

昭和45年*月から昭和53年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年*月から昭和53年9月まで

昭和51年*月*日の私の誕生日に婚姻の届出をし、その後、国民年金保険料の未納分について遡って納付できるとのハガキが届いたため、そのハガキを持って役所に出向いて、私とA氏の二人分を一括で、約20万円前後を支払ったが、納付記録がついていないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付時期について、昭和51年*月から平成元年くらいまでの間に一括して納付したと陳述しているが、当該時期は、B市、C市及びD市に住んでいた時期であり、請求期間に係る保険料の納付時期及び納付場所の記憶は明確ではない。

また、請求者は、20万円前後の国民年金保険料を一括納付したと陳述しているが、請求者及びA氏が請求期間に係る保険料を一括納付した場合の金額とは大きく相違している。

なお、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者と一緒に請求期間に係る国民年金保険料を納付したとするA氏の国民年金記号番号は、昭和55年6月20日に払い出されており、この時点では第3回特例納付実施期間であるため、請求期間に係る保険料を一括納付できるものの、同年7月以降においては、当該保険料を一括納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、そのほか、請求期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500199号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500032号

第1 結論

昭和46年*月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年*月から昭和53年3月まで

昭和51年*月*日の夫の誕生日に婚姻の届出をし、その後、国民年金保険料の未納分について遡って納付できるとのハガキが届いたため、そのハガキを持って役所に出向いて、A氏と私の二人分を一括で支払ったが、納付記録がついていないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付時期について、昭和51年*月から平成元年くらいまでの間に一括して納付したと陳述しているが、当該時期は、B市、C市及びD市に住んでいた時期であり、請求期間に係る保険料の納付時期及び納付場所の記憶は明確ではない。

また、請求者と一緒に請求期間に係る国民年金保険料を納付したとするA氏は、20万円前後の国民年金保険料を一括納付したと陳述しているが、A氏及び請求者が請求期間に係る保険料を一括納付した場合の金額とは大きく相違している。

なお、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に係る国民年金記号番号は、昭和55年6月20日に払い出されており、この時点では第3回特例納付実施期間であるため、請求期間に係る保険料を一括納付できるものの、同年7月以降においては、当該保険料を一括納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、そのほか、請求期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500131号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500074号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年12月30日から昭和45年1月1日まで

私は、昭和40年3月23日に中学校の同級生数人とA社へ入社し、昭和44年12月31日に退職、退職日に職場の製品系の男女10人位と年納め(仕事納め)をした記憶があるが、厚生年金保険の資格喪失記録と相違している。調査をして、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和44年12月31日の退職日に職場の製品系の男女10人位と年納めをしたと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、昭和40年3月23日から昭和44年12月29日までの期間は、A社で勤務していたことが確認でき、昭和44年12月30日を資格喪失日としている厚生年金保険の記録と符合する。

また、同僚照会に対して回答が得られた10人のうち3人の同僚は、請求者について「覚えている。」としているものの、勤務期間について2人は「覚えていない。」、1人は「昭和45年7月31日まで勤務していた。」としているが、厚生年金保険記録によると、請求者は昭和45年1月5日から別事業所において厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

さらに、4人の同僚は、昭和44年の年末の仕事納めの日について、「仕事納めの日から数日して正月になったと思う。」と回答している。

加えて、請求者は給与明細書を所持していないと陳述している上、A社解散時の代表取締役は、連絡先が不明なため、請求者が請求期間に勤務していたこと及び請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除したことについて確認できない。

また、A社を合併したB社の事業を承継したC社の事業主は、請求者の社会保険関係届出書類、人事記録及び賃金台帳について保存していないと回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500195号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500078号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②及び③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和28年頃から昭和31年9月まで
② 昭和32年秋頃から昭和33年春頃まで
③ 昭和33年4月から同年10月まで

請求期間①について、A社に勤務し、親方のC氏及びD氏と一緒に、E地方のF地区でG施設のH事業に従事していたが、勤務していた時の厚生年金保険の記録がない。請求期間①当時の写真を提出するので、請求期間①について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

請求期間②及び③について、B社に勤務し、親方のC氏と一緒にI県J町でのK事業及びL県M村でのN事業に従事していたが、厚生年金保険の記録がない。資料として請求期間③当時の工事現場付近のスケッチ画を提出するので、請求期間②及び③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された昭和29年当時に撮影されたとする、E地方F地区G施設H事業記念写真から、請求者が請求期間①のうち、一部期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、D氏の被保険者記録は確認できるものの、請求者、親方のC氏及び請求者が同僚として挙げている二人の者については、被保険者記録を確認することができない。

また、上記被保険者名簿に記載された全員が死亡または所在不明であることから、同僚に対し照会を行うことができない。

さらに、昭和36年1月1日付けで新規適用事業所となったB社(A社と同一事業主)に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、請求者の氏名は見当たらない上、同社が加入していたO国民健康保険組合は、請求者の加入記録を確認することができないと回答している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②及び③について、請求者はB社に勤務し、親方のC氏と一緒にI県J町でのK事業及びL県M村でのN事業に従事していたと陳述し、M村の工事現場付近のスケッチ画を提出しているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない上、商業登記簿謄本からも請求事業所の所在を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500039号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500079号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年12月1日から平成12年11月1日まで
私は、請求期間に係る標準報酬月額が遡って訂正処理されていることについて一切関与していない。資料としてB厚生年金基金における厚生年金基金掛金計算書兼増減計算書を提出するので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、厚生年金保険の記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成12年11月1日)の後の平成13年1月15日付けで、平成10年12月から平成12年10月までの23か月間の標準報酬月額について、遡って減額処理が行われていることがオンライン記録により確認できる。

なお、請求者は、厚生年金基金掛金計算書兼増減計算書を提出し、自身の標準報酬月額がオンライン記録よりも高い旨主張しているが、B厚生年金基金の回答によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

一方、請求者は、平成13年当時、妻が社会保険手続きの担当だったと思うと陳述しているものの、請求者の代表取締役としての地位及び役割上の事情も勘案すると、請求者の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である請求者が知らなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与していなかったとは考え難いことから、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500040号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500080号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年5月1日から昭和44年9月1日まで

私は、Cダムの建設工事に参加するため、D社及びE社に所属して働いていたが、直接の雇用主はA社だった。また、請求期間当時は、F国民健康保険組合の厚生年金保険とセットである甲種に加入していたことから、A社B出張所で厚生年金保険に加入していないのはおかしい。請求期間について被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

D社及びE社の複数の従業員からの陳述及び請求者が提出したA社G会による表彰状から、請求期間当時に請求者がCダムの建設工事現場で働いていたことは認められる。

しかしながら、A社は、請求者について同社の従業員ではなかったと回答している上、雇用保険の記録においても同社に係る請求者の被保険者記録は確認できない。

また、A社から提出された「CダムB発電所工事誌」の下請在籍状況から、D社及びE社は、A社の下請けであったことが確認でき、両社における複数の従業員によると、請求者は両社の下請けの一員として働いていたと陳述している。

さらに、請求者が、同じ雇用形態だったとしている者についても、オンライン記録において請求事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、F国民健康保険組合によると、請求期間については請求者に係る資料が残っていないため不明と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。